

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年10月30日
【会社名】	株式会社ネクス
【英訳名】	NCXX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第二地割32番地 1
【電話番号】	0198-27-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目 4 番30号
【電話番号】	03-5766-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長 石原 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権付社債
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債 815,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(第4回無担保転換社債型新株予約権付社債)】

銘柄	株式会社ネクス第4回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、その新株予約権部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、本新株予約権付社債については、新株予約権付社債券を発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金 815,000,000円
各社債の金額(円)	金 15,000,000円と100,000,000の二種
発行価額の総額(円)	金 815,000,000円
発行価額(円)	各社債の金額100円につき金100円 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。
利率(%)	年率0.5%
利払日	償還日
利息支払の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本社債の利息は、発行日の翌日から償還期日までこれをつけ、償還日に支払う。</li> <li>2. 1か年に満たない期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割をもってこれを計算する。</li> <li>3. 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。</li> <li>4. 償還期日後は利息をつけない。</li> <li>5. 本新株予約権行使の効力が発生した本社債の利息については、本新株予約権行使の効力発生日後はこれをつけない。</li> <li>6. 利息の支払場所は、下記「申込取扱場所」とする。</li> </ol>
償還期限	平成29年11月16日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 償還金額 各本社債の額面100円につき金100円</li> <li>2. 償還の方法及び期限 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本社債の元本は、平成29年11月16日にその総額を償還する。</li> <li>(2) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</li> <li>(3) 繰上償還 当社は、発行日の翌日以降いつでも(以下、当社の指定する償還日を「任意償還日」という。)、当該任意償還日からさかのぼって20営業日までに本新株予約権付社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行うことにより、その選択により、その時点で残存する本社債の全部又は一部を、各本社債の額面100円につき金100円の割合で、任意償還日まで(当日を含む。)の未払経過利息(本社債の利息のうち、支払期が到来せず、まだ支払われていないものをいい、以下同様とする。)及び未払残高の支払とともに繰上償還することができる。</li> </ol> </li> </ol>

募集の方法	第三者割当の方法により、MARVEL TIME GLOBAL LIMITEDに260,000,000円(額面100,000,000円の本社債2個、15,000,000円の本社債4個)、Brilliance Hedge Fundに45,000,000円(額面15,000,000円の本社債3個)、Brilliance Multi Strategy Fundに120,000,000円(額面15,000,000円の本社債8個)、Brilliance Strategic Partners Fundに60,000,000円(額面15,000,000円の本社債4個)、株式会社フィスコに200,000,000円(額面100,000,000円の本社債2個)、アマノ本部株式会社に100,000,000円(額面100,000,000円の本社債1個)、深海康史に30,000,000円(額面15,000,000円の本社債2個)を割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項はありません。
申込期間	平成26年11月17日
申込取扱場所	東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス管理部
払込期日	平成26年11月17日(月)
振替機関	該当事項はありません。
担保	本新株予約権付社債には物上保証及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	該当事項はありません。
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

2. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

## （新株予約権付社債に関する事項）

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ネクス普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額（下記「新株予約権の行使時の払込金額」第2項において定義する。ただし、同第3項によって調整された場合は調整後の転換価額とする。）で除して得られた数とする。この場合に、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により清算する。
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。</p> <p>2. 転換価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額（以下「転換価額」という。）は当初金419円とする。</p> <p>3. 転換価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。 なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式総数（但し、当社普通株式に係る自己株式数を除く）をいう。この場合、端数が生じたときは円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{調整前転換価額} \times \left( \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たりの払込価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$ <p>(2) 転換価額調整式により調整を行う場合</p> <p>時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合 当社の普通株式の株式分割等（当社の普通株式の株式分割又は当社の普通株式に対する当社の普通株式の無償割当をいう）をする場合 時価を下回る価額を持って当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式又は時価を下回る価額ともって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得と引換えに時価を下回る価額ともって当社の普通株式を交付する場合 株式の併合、合併、株式交換、又は会社分割のため転換価額の調整を必要とする場合</p> <p>本項に基づき転換価額が調整された場合において、本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を交付する。この場合、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て現金による調整は行わない。</p> $\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金 815,000,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価額は、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。</li> <li>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合にはその端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</li> </ol>
新株予約権の行使期間	本新株予約権付社債の社債権者は、平成26年11月17日(本新株予約権付社債の払込み後)から平成29年11月16日、いつでも本新株予約権を行使し、当社の普通株式の交付を受けることができる。但し、当社が本社債を繰上償還した場合は償還日の前営業日まで、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失したときまでとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 東京都港区南青山五丁目4番30号 株式会社ネクス管理部</li> <li>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 東京都新宿区四谷3丁目3番1号 株式会社みずほ銀行四谷支店(当座預金)</li> </ol>
新株予約権の行使の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。</li> <li>2. 本新株予約権の一部行使はできない。</li> <li>3. 発行時から平成27年11月16日までの間は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)が、割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)の金額に1.5を乗じた金額(629円)を超過した日以降でなければ本新株予約権の行使はできない(終値の小数点以下は切上げ)。</li> </ol>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該各本新株予約権が付された本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の各社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は、額面1,000,000円あたり1個とし、合計815個の新株予約権を発行する。

## 2 本新株予約権の行使請求の方法及び効力の発生時期

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、上記行使請求の受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に到着した日に発生する。
- (3) 本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる本社債は、上記「1 新規発行新株予約権付社債（第4回無担保転換社債型新株予約権付社債）」の償還期限の定めにかかわらず、本新株予約権の行使の効力発生と同時に償還の期限が到来し、かつ消滅するものとする。

## 3 株式の交付方法

当社は、行使の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本社債権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

## 4 新株予約権の行使の条件

新株予約権の行使の条件に記載する行使制限条項は、株式の希薄化が一度に生じないために条項を設定している。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（新株式）	287,517,800円
払込金額の総額（新株予約権付社債）	815,000,000円
小計	1,102,517,800円
発行諸費用の概算額	5,000,000円
差引手取概算額	1,097,517,800円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、本件新株予約権付社債と同日に決議をおこなう第三者割当による新株式の事をさします。
3. 発行諸費用の概算額には、弁護士費用1,000,000円、第三者評価機関による証券価値算定費用2,000,000円、第三者調査機関による調査料600,000円、印刷会社費用1,000,000円、登記関連費用等400,000円であります。

## (2)【手取金の使途】

使途	金額	支出予定時期
M2M関連製品開発の為の外注費、その他経費等	500百万円	平成26年12月～平成27年11月
デバイス事業に置ける一部製品の一括仕入の為の資金	297百万円	平成27年3月～平成27年6月
その他資本提携、投資資金等	300百万円	平成26年12月～平成27年11月
合計	1,097百万円	

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

今後急速な市場拡大が見込まれるM2M分野において、確固たるシェアを確保するため、継続的且つタイムリーに新製品を市場に投入する為の開発費に使用します。当該開発費は、来期以降に市場に投入を予定している4種の新製品の開発費に充当致します。今後着手する新たな商品開発の為の開発外注費および認証費用を含むその他費用として約360百万円、その他検査機器等への投資、量産に向けた設備設計や金型設計等の外注費、エンジニアリングサンプル、プリプロダクションサンプル等のサンプル品の費用、及び作成に当たるイニシャル費用として約140百万円を使用する予定です。

前述した4種の開発製品は、海外の提携企業にてODMを行い、ODM先で量産された完成品を当社が仕入れたうえで販売を行います。そのうち、一部製品については、現時点で顧客より具体的な受注見込みをうけております。安定的に多くの受注を受ける見通しのため、昨今の円安の動向や大量発注による原価低減、またタイムリーに顧客のニーズに応えるために、受注見込みを受けている製品の一括仕入を行なうため297百万円を予定しています。

M2M分野の事業垂直統合における拡大戦略を実施していく上で、既存事業とシナジー効果がある企業との業務提携及びM&Aを検討しており、その際に新製品の共同研究開発や株式取得等にておよそ300百万円の拠出が必要になる可能性があることから、本資金の使用を予定しております。また業務提携及びM&Aに資金が充当されなかった場合は、記載の製品の一括仕入れ資金及び翌期以降の開発資金へ充当する予定です。

「ODM」とは、Original Design Manufacturingの略語で、委託者のブランドで製品を設計・生産することをいいます。

当社が注力するM2M分野は、急速な市場拡大が見込まれており、市場規模は2013年度に約2,377億円であったものが2018年度に約11,700億円へと成長する試算があるなど(出所:野村総合研究所「ITナビゲーター2014年度版」)、引き続き非常に関心が高まっております。

「M2M」とは、ネットワークにつながれた機器同士が相互に情報を交換し、さまざまな制御を自動的に行うシステムで、人手を介することなく相互に情報交換できることが大きなメリットです。そのため、パソコンやサーバーだけではなく、車両運転管理システムとの融合による運転状況の管理、自動販売機の在庫管理や故障等のモニタリング、エレベーターやATMの遠隔監視や故障等のモニタリング、電気・ガスのメーターの遠隔検針やセキュリティ対策など、多種多様な分野で導入されています。

M2M市場の構造は機能分化されており、デバイス機器の提供、通信回線の提供、サーバーの提供、アプリケーションの提供などのサービスが複合してマーケットが形成されています。当社は今までデバイス機器の提供のみをおこなっていましたが、M2M市場の成長を上回るスピードでシェアの確保及び確固たる収益基盤を確保するために、子会社である、イー・旅ネット・ドット・コム株式会社(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役社長:石井諭)、株式会社ネクス・ソリューションズ(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役:石原直樹)、株式会社ケアオンライン(本社:東京都港区南青山5-4-30、代表取締役社長:石原直樹)を含めたネクスグループとして、ネクス単体でのハードウェア製品の提供だけに留まらず、サーバーアプリケーションなどのソフトウェアも含めたM2M市場のバリューチェーンの垂直統合を進め、ワンストップサービスによるメリット提供、バリューチェーン全体での利益の最大化を目指しております。

当社単体としてはデバイス機器の提供を強化するために新たな製品の開発、新たな領域へのドメインの拡大を進めております。平成25年10月末日には株式会社エイビット(本社:東京都八王子市南町3-10、代表取締役:檜山竹生、以下「エイビット社」という)と業務提携に関する基本合意書を締結し、平成25年11月に、株式会社エイビット・ホールディングスを引受先とする第三者割当増資を実施いたしました。当該業務提携により、両社それぞれが保有している様々な技術を融合させ共同研究開発を行なうことで、M2M分野における新たな技術の創造を目指すとともに、エイビット社が得意とするコンシューマ分野と当社のM2M分野、双方の顧客基盤の活用や、既存製品も含めた製品部品の共同購買等による原価低減などにより、両社の更なる販売拡大及び利益の拡大を見込んでおり

ます。なお、株式会社エイビット・ホールディングスを引受先とする第三者割当増資による資金につきましては、表1のとおり当該調達資金の約300.7百万円の資金用途はエイビット社との業務提携のもと同社との共同開発の開発資金として、人件費及び外注費として約170百万円、材料費として約40百万円、市場調査、その他費用として約100百万円を充当しております。市場調査と商品設計に時間をかけたため、当初予定してありました資金の支出予定時期(当初平成25年11月～平成26年10月)を2ヶ月ほど遅れておりますが、残金に付きましても当該開発資金として適宜充当をしていきます。

表1

資金用途	具体的な用途	調達金額	充当額 (平成26年8月現在)	残金の支出予定時期
M2Mモジュール 製品の開発費用	人件費及び外注費	200百万円	170百万円	平成26年12月
	材料費	80百万円	40百万円	
	市場調査等、その他	20.7百万円	10百万円	
合計		300.7百万円	220百万円	

また、ドメイン拡大の具体的なモデルケースの1つとして、スタートさせた農業ICT事業(農業に対するICT(情報通信技術)の適用により、新農法と組み合わせる商品化していく事業)「NCXX FARM」(<http://farm.ncxx.co.jp/>)では、花巻本社の遊休地を利用した試験農園において、気温、湿度、土壌温度、土壌水分等の環境データの収集を行いながら第2期の収穫を開始しました。平成25年5月には、きのこのSATO株式会社と共同で、「第12回岩手商工連携ファンド地域活性化支援事業」の採択を受け、農業ICTを活用したきのこの栽培管理システムを開発しました。また、花巻生まれの童話作家、宮沢賢治の未完成童話である「黄いろのトマト」を文庫本として復元し、その本とともに、多段式ポットを利用した化学的土壌マネジメントと、当社通信事業のノウハウを活用した農業ICT技術を用いて、デジタル管理・栽培したミニトマトを同梱した観光お土産品「黄いろのトマト」の販売を開始しました。

さらに、平成25年12月11日付で、全国400施設以上に介護事業者向けASPサービスを提供する「Care Online株式会社」の全株式を取得し、子会社化したことにより、高齢者人口の増加を背景に拡大を続ける介護業界のエンドマーケットへも積極的にM2M製品を含めたデバイス製品の提供をすすめていきます。

一方、M2M市場のバリューチェーンの垂直統合については、平成26年1月31日を効力発生日とした吸収分割契約により、株式会社SJI(本社：東京都品川区、代表取締役会長兼社長：石濱人樹)の国内事業部を、当社子会社である株式会社ネクス・ソリューションズに承継を致しました。同社の持つソフトウェア開発力と、当社のハードウェア開発力とを合わせる事により、デバイス機器だけの提供に留まらず、サーバーアプリケーションなどのソフトウェアサービスを合わせて提供することが可能になります。

その具体的な案件として、平成26年4月30日付で株式会社ヴィストンとの介護ロボットの共同開発を開始しました。本件共同開発は、株式会社ヴィストンの開発する介護ロボットに対し、当社の通信モジュールを組み込むことで、将来的に介護ロボットの遠隔制御や状態監視、高齢者の見守り、音声や画像の送信、ロボットのソフトウェアのアップデート等を実現します。また、株式会社ネクス・ソリューションズでは、ロボットから収集したデータを蓄積するサーバーやそのデータを活用し役立てる為のアプリケーションの開発を行うことで、スタンドアローンのロボットでは実現できない様々な可能性・拡張性を付加させる事が可能です。さらに、開発にあたっては、サイバーダイナミクス株式会社のロボットスーツHALOなどの介護現場への試験導入や、自らも介護ロボット研究の実績がある、都内最大級の介護施設運営法人と提携をすることで、高齢者にとってユーザビリティが高い製品、また介護者側の視点で必要な機能を実装するため、介護施設におけるマーケティングや試作機の導入を繰り返しながら、生の介護の現場に最適な、必要とされる介護ロボットの開発を行なっております。

そして、平成26年2月28日付で、平成26年11月期を初年度とする中期三ヶ年計画を新たに策定し、中長期的にM2M分野の市場成長を上回るスピードでの成長を目指すこととしました。新製品の開発につきましては、お客様より開発資金を頂く受託開発と自己資金による開発があります。前者は、自社で開発資金がかからないというメリットが有る一方で、マーケットの状況に関係なくお客様からの受注が無いと開発着手ができません。そのため市場への製品投入のタイミングを逸する可能性があります。また、販売先が当該顧客に限られる為、幅広く販売を行う事が出来ません。一方後者は自己資金が必要ですが、技術力・企画力を活かすことで、マーケットの需要に遅れる事無く開発に着手でき、販売先が限定される事無く複数の顧客に幅広く販売を行う事が出来ます。前述しました現在開発中及び開発を予定している新製品(来期以降に販売を予定)につきましては、その利便性と汎用性の高さから、販売先を限定されない自己資金による開発を行なう予定です。しかしながら、平成26年10月10日付け適時開示「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」のとおり、当期の売上及び各損益項目につき、大幅な下方修正を行っており、当初見込んでいた資金が不足することになりました。それにより、M2Mの製品の仕入代金の支払い



から、資金回収に至るまでは半年から9ヶ月という期間を要しますが、現在のフリーキャッシュ・フローを鑑みると上記計画を達成するために想定される新製品への開発資金や仕入、また検討をしております業務提携並びにM & Aに要する資金が不足する見込みとなりました。業務提携並びにM & Aにおいては、複数の案件を検討しておりますが、スピード感を持った案件取組みが必須であること、また業務提携並びにM & A案件が成約するタイミングが不確実であることを鑑み、資金が必要な時に支払いが出来ないという機会損失発生リスクを避けるため、本資金調達にて先行して資金を確保する必要があります。現段階におきまして、金融機関から運転資金の借入はご融資していただいておりますが、業績進捗が芳しくないため新製品開発や設備投資を目的とした大口かつ長期借入金の調達は未だ困難であることから、本資金調達を実施する事となりました。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本新株予約権付社債の発行の他、開発資金、運転資金及び投資資金等の確保のため、平成26年10月30日開催の取締役会において、第三者割当による新株式(以下「本新株式」といいます。)の発行を決議しております。(以下、上記の2つを合わせ「本第三者割当増資等」といいます。)

本新株式の内容は以下の通りです。

#### 1. 本新株式の概要

(1) 発行新株式数	普通株式686,200株
(2) 発行価額	1株につき419円
(3) 発行価額の総額	287,517,800円
(4) 資本組入額	1株につき210円
(5) 資本組入額の総額	144,102,000円
(6) 払込期日	平成26年11月17日
(7) 募集又は割当方法	第三者割当
(割当先)	Brillance Hedge Fund (35,700株) Brillance Multi Strategy Fund (107,300株) Brillance Strategic Partners Fund (35,700株) サンポー食品株式会社 (47,700株) 株式会社大古會 (71,500株) 株式会社ベイビーブラックス (22,600株) ネクスM2M投資事業組合 (45,300株) KSTトラストファンド投資事業組合 (66,800株) M2Mトラスト投資事業組合 (40,500株) ITトラスト投資事業組合 (40,500株) YTトラスト投資事業組合 (45,300株) 投資事業組合Fターゲットファンド (105,000株) 投資事業組合Sターゲットファンド (14,300株) 武田将宣 (2,000株) 古賀勝 (2,000株) 城丸修一 (2,000株) 吉元麻衣子 (2,000株)
(8) その他	上記各号については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件になります。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## 割当先 . 1

## a 割当予定先の概要

名称	MARVEL TIME GLOBAL LIMITED (マーベル・タイム・グローバル・リミテッド)	
本店の所在地	P.O. Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
資本金	該当事項はありません。	
代表者の役職及び氏名	The Sole Director FU FENFANG (フウ・フェン・ファン)	
資本金	5,400,000円相当	
事業の内容	投資業	
主たる出資者及びその出資比率	FU FENFANG (フウ・フェン・ファン) 100%	

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 平成26年10月30日現在におけるものです。

## 割当先 . 2

## a 割当予定先の概要

名称	Brilliance Hedge Fund (ブリランス・ヘッジ・ファンド)	
所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O.Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman, Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
資本金	該当事項はありません。	
出資額	500,000,000円	
組成目的	純投資	
主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の大株主はおりません。また、10%未満の網羅的になる大株主もおりません。	
業務執行組合員等(投資一任勘定委託先)に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	本店の所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	資本金	59,000,000円相当
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 平成26年10月30日現在におけるものです。

## 割当先 . 3

## a 割当予定先の概要

名称	Brilliance Multi Strategy Fund (ブリランス・マルチストラテジー・ファンド)	
所在地	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
資本金	該当事項はありません。	
出資額	1,000,000,000円	
組成目的	純投資	
主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の大株主はおりません。また、10%未満の網羅的になる大株主もおりません。	
業務執行組合員等（投資一任勘定委託先）に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	本店の所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	資本金	59,000,000円相当
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 平成26年10月30日現在におけるものです。

## 割当先 . 4

## a 割当予定先の概要

名称	Brilliance Strategic Partners Fund (ブリランス・ストラテジック・パートナーズ・ファンド)	
所在地	3rd Floor Williams House 20 Reid Street Hamilton HM11 Bermuda	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	名称	該当事項はありません。
	所在地	該当事項はありません。
	代表者の役職	該当事項はありません。
	事業内容	該当事項はありません。
資本金	該当事項はありません。	
出資額	500,000,000円	
組成目的	純投資	
主たる出資者及びその出資比率	投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.と、その他日本国外の富裕層から出資されております。なお10%以上の大株主はおりません。また、10%未満の網羅的になる大株主もおりません。	
業務執行組合員等(投資一任勘定委託先)に関する事項	名称	Brilliance Capital Management Pte.Ltd. (ブリランス・キャピタル・マネージメント)
	本店の所在地	80 ROBINSON ROAD #02-00 SINGAPORE 068898
	代表者の役職及び氏名	Managing Director Takahiro Yamada (代表取締役 山田 高広)
	資本金	59,000,000円相当
	事業の内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	山田 高広 100.0%

## b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 平成26年10月30日現在におけるものです。

## 割当先 . 5

## a 割当予定先の概要

名称	アマノ本部株式会社
本店の所在地	愛知県名古屋市東区葵一丁目3番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 天野 信二
資本金	100,000,000円
事業の内容	ヘルス&ビューティ事業、調剤事業、メディカルサービス事業、病院コンビニエンスストア事業
主たる出資者及びその出資比率	㈱天友 20.4%、アマノ持株会 16.7%、天野エンザイム(株) 14.1%、天野信二 13.0% (自己株31,500株含まず)

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	同社は当社の社債引受実績200百万円(平成25年6月12日社債引受、平成26年12月10日償還予定)があります。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

## 割当先 . 6

## a 割当予定先の概要

名称	株式会社フィスコ
本店の所在地	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号
届出書の提出日において既に提出されている直近の有価証券報告書の提出日	第20期（自 平成25年 1月 1日 至 平成25年12月31日）有価証券報告書 平成26年 3月28日近畿財務局長に提出 第21期第 1 四半期（自 平成26年 1月 1日 至 平成26年 3月31日）四半期報告書 平成26年 5月14日近畿財務局長に提出 第21期第 2 四半期（自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 6月30日）四半期報告書 平成26年 8月13日近畿財務局長に提出

## b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
	割当予定先が保有している当社株式の数（持株比率）	4,078,300株（35.06%） 割当予定先の子会社の間接所有分3,000,000株を含めますと、当社普通株式7,078,300株（60.86%）を保有する当社の親会社であります。
人事関係	同社の取締役 2名が当社取締役を兼務し、同社の取締役 2名が当社監査役を兼務しております。なお、当社代表取締役が株式会社フィスコの完全子会社である株式会社フィスコ・キャピタルの代表取締役を兼務しております。	
資金関係	当社は同社への貸付実績150百万円（平成25年 5月 1日貸付、平成27年 4月30日返済予定）があります。転換社債型新株予約権付社債400百万円（平成26年 2月 7日社債引受、平成29年 2月 6日償還予定）を引き受けていただいております。	
技術関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

## 割当先 . 7

氏名	深海 康史
住所	千葉県千葉市
職業の内容	株式会社 J I N 代表取締役
上場会社と当該個人との間の関係	該当事項はありません。
当社への出資状況	0株



## c 割当予定先の選定理由

当社が平成23年6月に発行しました第8回乃至第9回新株予約権の引受実績のあるBrilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fundの投資一任勘定委託先であるBrilliance Capital Management Pte.Ltd.に、平成26年8月頃から直近の事業説明及び今後の事業展開で必要とする資金調達に関して打診を致しました。当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいたこと、また当社の株主である株式会社インデックスが、平成26年4月30日に東京地裁から民事再生手続きの廃止決定を受け破産手続きに移行したため、インデックスが担保に供している当社株式を市場で継続的に売却を進めている影響を鑑みていただき、今後の当社の発展性や事業成長性について一定の評価を頂きました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、本新株予約権付社債の割当先としてBrilliance Capital Management Pte.Ltd.から投資事業組合であるBrilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Strategic Partners Fundを紹介して頂き、選定致しました。当初は引受先の希望として転換社債型新株予約権付社債の引受のみを検討して頂いておりましたが、当社としては返済義務のない安定した資金となる新株式発行で検討をして頂きたい旨を伝え、一部は新株式の発行、一部は転換社債型新株予約権付社債と言う形で引き受けて頂く事になりました。

アマノ本部株式会社は、平成25年6月に発行しました第1回無担保普通社債の引受実績があり、平成26年9月頃から直近の事業説明及び今後の事業展開で必要とする資金調達に関して打診を致しました。以前より当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいております、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価を頂きました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、転換社債型新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

フィスコ社は、当社の親会社として、常に事業に必要な資金について情報を共有し、他社を含めた出資先の選定のご協力を頂いております。今回は将来的な株式への転換を視野にいれ、希薄化が一度に進まない事を配慮して転換社債型新株予約権付社債の引受を希望され、資金援助に応諾して頂きました。

また、フィスコ社よりフィスコ社の子会社である星際富溢（福建）信息諮詢有限公司（中国福建省、代表者：狩野仁志）の取引先であるMARVEL TIME GLOBAL LIMITED、平成23年にフィスコ社が投資をした中金オンライン社（中国福建省、代表者：沈文策）の投資者である深海康史氏を、それぞれ平成26年9月中旬にご紹介頂きました。

MARVEL TIME GLOBAL LIMITEDおよび深海康史氏は、当社の経営環境・事業方針等に理解を示していただいております、今後の当社の発展性や事業成長性についても評価を頂きました。当社としては、資金調達目的について理解をいただいていること、当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、転換社債型新株予約権付社債の割当先として選定致しました。

## d 割り当てようとする株式の数

MARVEL TIME GLOBAL LIMITED	620,500株
Brilliance Hedge Fund	107,300株
Brilliance Multi Strategy Fund	286,300株
Brilliance Strategic Partners Fund	143,100株
アマノ本部株式会社	238,600株
株式会社フィスコ	477,300株
深海 康史	71,500株

（注） 割り当てようとする株式の数は、本新株予約権付社債に付された新株予約権がその当初転換価額419円において全て転換された場合における株式の数となります。

e 株券等の保有方針

フィスコ社を除く割当予定先が本新株予約権の行使により取得する株式については、当社と各割当予定先との間で継続保有に関する保有方針に関して特段の取決めをしておりませんが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、本新株予約権付社債の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、適宜判断の上、市場動向を勘案しながら売却することに加え、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭で確認しております。

なお、Brilliance Hedge Fund、Brilliance Multi Strategy Fund、Brilliance Strategic Partners Fundの投資有価証券処分等の運用を行うファンドマネージャーは、日本の上場企業への投資実績を有する経験豊富な者が担当しており、毎取引日において市場動向や株価等を注視し、上記方針に則った当ファンドの投資有価証券の処分や運用を行う体制が整備されているとのことです。

また、フィスコ社は、当社の親会社として、戦略的パートナーであることから、当社の経営安定及び企業価値の向上を目指すことで合意しております。従いまして、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

全ての割当予定先からは本第三者割当増資等の引受けにかかる資金確保に関し、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭でいただいております。預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。なお、株式会社フィスコにつきましては東京証券取引所の上場企業であり、直近の財務諸表における売上高、当期利益、純資産額等から支払余力は十分にあると考えております。また、払込みに際して必要な資金を確保している旨の報告を受けております。

g 割当予定先の実態

全ての割当予定先について反社会勢力と何らかの関係を有していないか、第三者調査機関である株式会社ディークエスト(東京都千代田区駿河台3-4、代表取締役：脇山太介)に調査を依頼しました。そして、同社の保有する公知情報データベースとの照合を行った結果、割当予定先、当該割当予定先の役員または主要株主(割当予定先がファンドの場合は、主な出資者のことをいう。)が反社会的勢力と直接のつながりが窺われず、その他ネガティブ情報等についても問題ない旨の報告書を受領いたしました。なお、株式会社フィスコにつきましては、株式会社東京証券取引所に上場しており、同社が株式会社東京証券取引所へ提出したコーポレート・ガバナンス報告書において、「反社会的勢力に対しては毅然とした態度で組織的に対応する」旨の基本方針を株式会社東京証券取引所のホームページにて確認出来たことから、同社、同社役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しております。これらにより、当社は、全ての割当予定先につきまして、法人及び同法人の役員または主要出資者等が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断しております。また、全ての割当予定先及び割当予定先の役員または主要株主(主な出資者)が反社会的勢力との関係がない事を示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権付社債の本社債の発行価額は、社債100円につき100円、転換価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成26年10月29日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である419円といたしました。当該発行価額につきましては、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因等、当社のおかれている状況を加味し、各割当先と継続的に協議したうえで、決定したものであります。

また当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定に際し、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに、外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である第三者算定機関(東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元)に新株予約権の価値算定を依頼しました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の繰上償還動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(平成26年10月29日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート0.036%)、割引率(信用リスク)、ボラティリティ(70.56%)、権利行使期間3年(平成26年11月17日から平成29年11月16日まで)、繰上償還条項、発行時から平成27年11月16日までの間は、株価が行使制限に定める価

格に到達するまでは、割当予定先は新株予約権の行使ができないものとする行使制限条項等を参考に一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権付社債に付された新株予約権部分の公正価値を本新株予約権付社債に付された新株予約権1個につき13,287.63円と算定いたしました。

当社は本新株予約権付社債に付された新株予約権により当社が得ることのできる経済的利益すなわち本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価と本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値とを比較し、本新株予約権付社債に付された新株予約権の実質的な対価が本新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債に付された新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお実質的な対価は本新株予約権付社債の券面総額815百万円に対する3年分の利息相当額は61,125千円程度(利息相当額 = 本新株予約権付社債の券面総額815百万円 × (当社の借入金利率3% - 社債利率) × 3年)であり、新株予約権付社債に付された新株予約権の公正価値である10,829,419円(本新株予約権1個当たり公正価値13,287.63円 × 815個)を上回る水準であります。

また今回は、当社の今後の事業価値の増大を予想し、本新株予約権付社債には、発行体である当社による繰上償還条項(以下「取得条項」といいます。)が付与されております。取得条項が付与されている理由は、第一義的には新株予約権の行使促進にあります。当社が、取得条項にかかる通知を割当先に行ったにもかかわらず、割当先が残存する本新株予約権付社債に付された新株予約権を行使しない場合には、残数を償還した上で代替資金調達を実行することになります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる新株予約権の価値算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間満了日(平成29年11月16日)に時価が転換価額以上である場合には残存する本新株予約権の残数全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、各時点において、社債権者は各時点の価値と転換価値を比較することで転換行動を決定するものとし、具体的には、社債権者は、時価と転換価格とを勘案し、転換も繰上償還もされない場合、繰上償還を行う場合、転換した場合、において、から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しております。また転換制限期間内においても から のうち、経済合理性が最も高い行動をすることを仮定しておりますが、転換制限条項に定める株価に到達するまでは、転換行動をとることが出来ない仮定をしております。

・本新株予約権については、基本的には株価が転換価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは32.23%(修正CAPMにより算定した株主資本コスト6.31%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分25.92%を加えた数値)としており、取得条項を発動する株価水準は、転換価額419円に代替資金調達コスト分135円(差額)を加えた554円(転換価額419円 × (代替資金調達コスト32.23% + 100%) : 小数点以下切下げ)としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇した場合には新株予約権の引受人に転換を促すことが可能となることから、取得条項を発動することを想定しております。また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が554円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、発行体の選択により株価上昇した場合に新株予約権を発行体が取得できるというオプションを本新株予約権の引受人が発行体に付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した新株予約権の算定報告書によると、取得条項がない場合の新株予約権の1個当たりの価値は、83,979.25円となり、取得条項がある場合と比べ新株予約権の1個当たりの価値が70,667.95円程度高く評価されております。

・株価の希薄化については、時価よりも低い転換価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

$$\text{転換後の株価} = (\text{転換時株価} \times \text{発行済株式総数} + \text{転換価額} \times \text{転換による発行株式数}) / (\text{発行済株式総数} + \text{転換による発行株式数})$$

なお取得条項の発動時の株価水準である554円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が535円に低下するとの前提としております。

$$\text{転換後の株価} = (554円 \times 11,630,800株 + 419円 \times 1,944,600株) / (11,630,800株 + 1,944,600株) = 535円$$

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり1,880株(平成23年10月30日から平成26年10月29日までの日次売買高の中央値である18,800株の10%)づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、平成25年11月改正前「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の25%ルール(自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%~50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また本新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析をすることを通じて新株予約権付社債の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例における事例でも、新株予約権部分の払込価額を無償とする新株予約権付社債を発行した場合においては、「新株予約権の実質的対価」と「新株予約権の公正な価値」とを比較し、前者が後者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断されています。この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社と現在取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した本新株予約権の公正価値評価額(10,829,419円)が新株予約権の実質的対価である利息相当額(61百万円程度)を下回るため、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当せず適法であるとの結論を導いております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資によって発行される株式数は686,200株(議決権の数は6,862個)であります。また、本新株予約権付社債が全て転換された場合に発行された当社の株式数は1,944,600株(議決権の数は19,446個)であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数11,630,400株(議決権の総数は116,304個)に対して22.62%の割合で希薄化が生じることとなります。

また、本新株式及び本新株予約権付社債全てが行使された場合の最大交付株式数2,630,800株に対し、当社株式の過去6ヶ月間における1日当たり平均出来高は121,669株と1日当たり平均出来高は最大交付株式数の4.62%程度であります。本新株及び本新株予約権付社債の行使により発行される株式の各割当予定先の保有方針について、新株割当予定先はご支援を頂く主旨の長期保有が目的の割当先と純投資の為の中長期保有が目的の割当先があり、本新株予約権付社債の割当予定先の保有方針は、フィスコ社を除く全ての割当予定先は、純投資を目的としております。フィスコ社は、株式への転換後も安定株主として長期保有方針であることを確認しております。

保有方針については中長期様々な方針がありますが、本新株式及び本新株予約権付社債全てが行使された場合の最大交付株式数2,630,800株を行使期間である3年間(発行後1年間は、株価が150%超とならなければ行使できない。245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大化になって、仮に一気に希薄化が進んだ場合でも、1日当たりの売却数量は3,579株となり、上記1日当たりの出来高の2.94%となるため、株価に与える影響は限定的かつ、消化可能なものと考えております。なお、本新株予約権付社債については当社の判断により任意に本新株予約権付社債を償還することが可能であることから、本新株予約権付社債の転換の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

当社といたしましては、本新株式及び本新株予約権付社債に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は、その資金が来期以降の当社の売上に寄与する製品の開発資金および、仕入原価低減の為に使用すること、また今後の事業シナジーが見込める業務提携及びM&A資金であること、来期以降の当社の業績、企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、合理的な水準であると判断しております。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

## 新株発行後の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
(株)フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18番15号	4,078,300	35.07	4,078,300	33.11%
(株)ダイヤモンドエージェ ンシー	東京都港区南青山五丁目4番 30号	3,000,000	25.79	3,000,000	24.36%
(株)インデックス	東京都世田谷区池尻三丁目21 番28号	1,433,400	12.32	1,433,400	11.64%
(株)エイビット・ホール ディングス	東京都八王子市南町3番10号	349,000	3.00	349,000	2.83%
(株)ジェイサイト	東京都中央区日本橋1丁目21 番4号	245,600	2.11	245,600	1.99%
森本 友則	東京都世田谷区	181,500	1.56	181,500	1.47%
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町一 丁目2番10号	173,100	1.49	173,100	1.41%
Brilliance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands	-	-	107,300	0.87%
投資事業組合Fターゲッ トファンド	東京都港区虎ノ門5丁目3- 20 仙石山アネックス306	-	-	105,000	0.85%
丸谷商事(株)	東京都中央区日本橋一丁目21 番4号	78,000	0.67	78,000	0.63%
計	-	9,538,900	82.02	9,751,200	79.17%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年5月31日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 提出日現在(平成26年10月30日)の発行済株式総数は11,630,800株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 転換社債型新株予約権付社債転換後の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
(株)フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目 18番15号	4,078,300	35.07	4,555,600	31.94%
(株)ダイヤモンドエージェ ンシー	東京都港区南青山五丁目4番 30号	3,000,000	25.79	3,000,000	21.04%
(株)インデックス	東京都世田谷区池尻三丁目21 番28号	1,433,400	12.32	1,433,400	10.05%
MARVEL TIME GLOBAL LIMITED	P.O.Box 957, Offsgore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands.			620,500	4.35%
Brilliance Multi Strategy Fund	Landmark Square, 3rd Floor, 64 Earth Close, P.O. Box 30592, Grand Cayman, KY1-1203, Cayman Islands			393,600	2.76%
(株)エイビット・ホール ディングス	東京都八王子市南町3番10号	349,000	3.00	349,000	2.45%
(株)ジェイサイト	東京都中央区日本橋1丁目21 番4号	245,600	2.11	245,600	1.72%
アマノ本部(株)	愛知県名古屋市中区葵一丁目 3番15号			238,600	1.67%
森本 友則	東京都世田谷区	181,500	1.56	181,500	1.27%
日本証券金融(株)	東京都中央区日本橋茅場町一 丁目2番10号	173,100		178,800	1.25%
計	-	9,287,800	79.86	11,196,600	78.51%

(注) 1. 所有株式数につきましては、平成26年5月31日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 平成26年10月30日現在の発行済株式総数は11,630,800株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 割当後の持株比率は、本新株式発行後の状況(新株発行後の状況)に本新株予約権付社債の転換価額419円で  
全て転換された場合の潜在株式数1,944,600株を加えた株式数に対する割合です。

#### 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

#### 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

#### 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第30期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月30日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年10月30日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）提出日（平成26年2月28日）以降、本有価証券届出書提出日（平成26年10月30日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。

（平成26年6月23日提出）

#### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの：株式会社インデックス

##### (2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

異動前 株式会社インデックス

当該株主の所有議決権の数12,781個、総株主等の議決権に対する割合10.98%

異動後 株式会社インデックス

当該株主の所有議決権の数11,630個、総株主等の議決権に対する割合9.99%

(注) 1. 当該主要株主の「所有議決権の数」は、異動前については平成26年6月11日付で当該主要株主が提出した大量保有報告書（変更報告書）に記載の数値、異動後については当該株主から連絡を受けた数値により記載しております。

2. 異動前および異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成26年5月31日現在の発行済株式総数11,630,800株から議決権を有しない株式数400株を控除した総株主の議決権の数116,304個に基づき算定しております。

##### (3) 当該異動の年月日

平成26年6月13日

##### (4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 1,068百万円

発行済株式総数 普通株式 11,630,800株

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成24年12月1日 至 平成25年11月30日	平成26年2月28日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第3四半期)	自 平成26年6月1日 至 平成26年8月31日	平成26年10月15日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年10月14日

株式会社ネクス  
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 昌也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成25年12月1日から平成26年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成26年6月1日から平成26年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年12月1日から平成26年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成26年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 四半期連結貸借対照表関係注記に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けている。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、取締役会において、連結子会社であるイー・旅ネット・ドット・コム株式会社の株式を追加取得することを決議し、実行している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年2月26日

株式会社ネクス

取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 博行

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成25年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 偶発債務に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けている。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を、平成25年12月に子会社となった株式会社ネクス・ソリューションズが承継する会社分割(吸収分割)を行うことを決議し、平成26年1月31日付で当該吸収分割の効力が発生した。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年12月10日開催の取締役会において、株式会社ネクス・ソリューションズの全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日に実行した。また、平成25年12月27日開催の取締役会において、同社が実施する第三者割当増資の全額を引き受けることを決議し、平成26年1月10日に実行した。

4. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、Care Online株式会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、平成25年12月12日に実行した。
  5. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成26年2月26日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議し、議案は平成26年2月26日開催の第30回定時株主総会において決議された。
  6. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年1月22日開催の取締役会において、第三者割当による第3回転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成26年2月7日付で発行した。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスの平成25年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ネクスが平成25年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 内部統制報告書に記載のとおり、会社の全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスには開示すべき重要な不備が存在しているが、必要な修正はすべて財務諸表及び連結財務諸表に反映している。  
これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。
2. 会社は平成25年12月11日の取締役会において、株式会社S J Iが営む中部事業部、関西事業部及び九州事業部におけるシステム開発事業に関して有する権利義務を会社のシステム開発事業子会社である株式会社ネクス・ソリューションズが承継する会社分割(吸収分割)を行うことを決議し、平成26年1月31日付で当該吸収分割の効力が発生した。
3. 会社は平成25年12月11日の取締役会において、Care Online株式会社の全株式を取得し、連結子会社化することを決議し、平成25年12月12日に実行した。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成26年 2月26日

株式会社ネクス  
取締役会 御中

### 東光監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高田 博行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスの平成25年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 偶発債務に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けている。
2. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年12月10日開催の取締役会において、株式会社ネクス・ソリューションズの全株式を取得し、子会社化することを決議し、同日に実行した。また、平成25年12月27日開催の取締役会において、同社が実施する第三者割当増資の全額を引き受けることを決議し、平成26年1月10日に実行した。
3. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年12月11日開催の取締役会において、Care Online株式会社の全株式を取得し、子会社化することを決議し、平成25年12月12日に実行した。
4. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年1月30日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、特に有利な条件によりストック・オプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、平成26年2月26日開催予定の第30回定時株主総会に付議することを決議し、議案は平成26年2月26日開催の第30回定時株主総会において決議された。

5. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成26年1月22日開催の取締役会において、第三者割当による第3回転換社債型新株予約権付社債の発行を決議し、平成26年2月7日付で発行した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。